

※1

更新

②ものづくり・商業・サービス生産性向上
促進事業（ものづくり補助金）

〔 補助率 2 / 3 以内、上限額1,000万 〕

①ものづくり・商業・サービス高度連携促進
事業 ※2

	企業間連携型	サプライチェーン効率型
補助率	1/2以内	2/3以内
上限額	100万～2,000万	100万～1,000万

更新

③サービス等
生産性向上
IT導入支援
事業(IT導入
補助金2021)

通常枠（AB型）

〔 補助率1/2 以内
上限額450万 〕

特別枠（CD型）

〔 補助率2/3以内
上限額450万 〕

ソフト

ICT活用
ソフトウェア
導入

ハード

ICTシステム機器導入
ICT建設機械導入

人材

ICT施工
人材育成

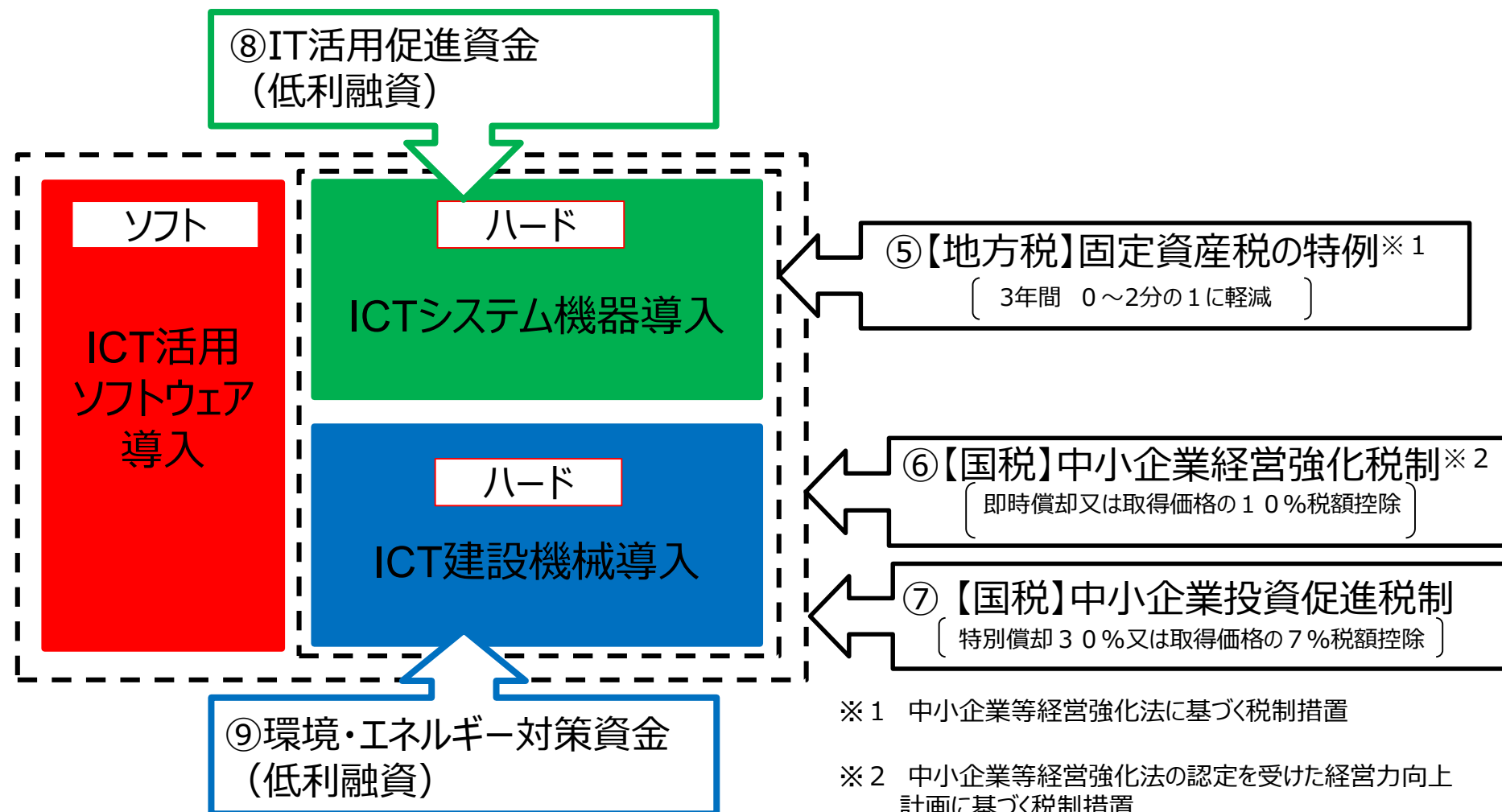
④
人材開発
支援助成金

〔 補助率6/10以内
及び賃金助成 〕

※1 中小企業生産性革命推進事業

※2 複数の事業者にて連携することが前提

詳細な内容は、各制度の問合せ先に御確認下さい。



※詳細な内容は、各制度の問合せ先に御確認下さい。

□ 中小企業が事業者間でデータ共有・活用し生産性を高める取組に対し補助を行う。

①

1. 企業間連携型

補助上限額

: 100万～2,000万/者

※1 連携体は2～5者により構成

補助率

: 1/2～2/3 ※2

※2 中小企業 1/2以内

小規模企業者・小規模事業者 2/3以内

複数の中小企業が事業者間でデータ共有し、連携体全体として生産性の向上を図るプロジェクト及び地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けて連携して新しい事業を行い、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクトを支援

2. サプライチェーン効率化型

補助上限額

: 100万～1,000万/者

※3 連携体は2～10者により構成

補助率

: 1/2～2/3 ※4

※4 中小企業 1/2以内

小規模企業者・小規模事業者 2/3以内

幹事企業・団体等（大企業含む）が主導し、中小企業・小規模事業者等が共通システムを全面的に導入し、データ共有・活用によってサプライチェーン全体を効率化する取組等を支援

対象となる条件（共通）

以下の事業計画の策定及び実行

- ・付加価値額 + 3%以上/年
- ・給与支給総額 + 1.5%以上/年
- ・事業場内最低賃金 > 地域別最低賃金 + 30円

！ 最新の情報、詳細につきましては、
問合せ窓口に必ず確認して下さい。

□ 中小企業生産性革命推進事業

9次申請受付 令和3年11月11日～令和4年2月8日迄

通年で公募(3ヶ月おき「9次申請」まで行う予定)

② ものづくり・商業・サービス生産性向上 促進事業(ものづくり補助金)

補助上限額 : 1,000万

補助率 : 1/2～2/3 ※1

※1 中小企業 1/2
小規模企業者・小規模事業者 2/3

中小企業・小規模事業者が行う革新的な生産性プロセスの改善等に必要な設備投資等を支援

対象となる条件(共通)

以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行

- ・付加価値額 + 3%以上/年
- ・給与支給総額 + 1.5%以上/年
- ・事業場内最低賃金 > 地域別最低賃金 + 30円

! 最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口
に必ず確認して下さい。

5次申請受付
令和3年4月7日～12月22日迄

③ サービス等生産性向上IT導入支 援事業(IT導入補助金2021)

通常枠

A類型 (導入業務プロセス2以上)
補助額 : 30～150万未満

B類型 (導入業務プロセス5以上)
補助額 : 150～450万以下
補助率 : 1/2(通常枠)

特別枠(低感染リスク型ビジネス枠)

C類型 (低感染リスク型ビジネス類型)
補助額 : 30～450万以下

D類型 (テレワーク対応型)
補助額 : 30～150万以下
補助率 : 2/3(特別枠)

中小企業が生産性向上を実現するためバックオフィス業務の効率化等に資するITツールの導入を支援

ソフトウェアを導入する業務プロセスの数により「A類型」か「B類型」を選ぶ

「C・D類型」はPCタブレット等のレンタル費用も対象

④ 職務に関連した専門知識及び技能取得費用を助成 【人材開発支援助成金】

支給対象となるコース

特定訓練コース

- ・職業能力開発促進センター等が実施する在職者訓練（高度職業訓練）、事業分野別指針に定められた事項に関する訓練、専門実践教育訓練、生産性向上人材育成支援センターが実施する訓練等
- ・採用5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練
- ・熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練
- ・海外関連業務に従事する人材育成のための訓練
- ・厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練

！ 最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口に必ず確認して下さい。

※研修事例（ICT土工）

- 1 安全衛生（4時間）
 - ①研修ガイダンス
 - ②災害事例
 - ③まとめレポート作成
 - 2 ICT概論（3時間）
 - ①ICT土工概要
 - ②ICT施工管理法
 - 3 起工測量（16時間）
 - ①UAVの概要
 - ②UAV等による起工測量実習
 - ③写真点群データ作成実習
 - 4 ICT施工（16時間）
 - ①ICT施工実習
 - ②3次元出来形管理実習
 - 5 関係法令（2時間）
 - ①公共測量におけるUAV安全基準
- ・ 6日間
 - ・ 受講費用：約35万円

【助成額計算例】

41h×960円=39,360円
350,000×0.6=210,000円
計 249,360円

約25万円

固定資産税優遇措置

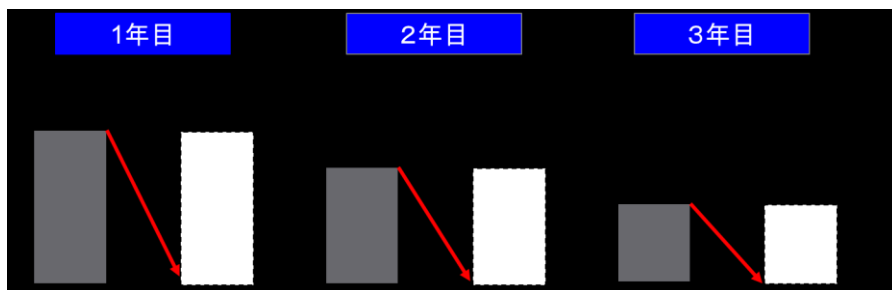
□ 中小企業等経営強化法による固定資産税減免を受けられる。

⑤ 【地方税】 固定資産税の特例 〔3年間 0～2分の1に軽減〕

「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に所在する中小企業で、「経営革新等支援機関」による「先端設備等導入計画」の事前認定を取得すること。

ICT建設機械を2,000万円で取得した場合

取得価額：2,000(万円) 法定耐用年数：6年 原価率(r)：0.319と仮定 固定資産税率：1.4%と仮定



必要とされる書類

- ・工業会の証明書 ※1
- ・「先端設備等導入計画」の申請書・認定書

対象となる要件

- ・最新モデルであること（新車・新品）
- ・発売から10年以内（機械設備/建設機械） 5年以内（器機/測量機器）
- ・160万以上（建設機械） 30万以上（測量機器等）
- ・前モデル比で生産性平均1%以上向上 ※1

1,654 の自治体が、 固定資産税ゼロの措置を実現 (令和3年3月末時点)

先端設備導入に伴う固定資産税 ゼロの措置を実現した市区町村

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2021/210506seisansei_03.pdf

出典 中小企業庁HPより



「導入促進基本計画」は各市区町村により異なります、各市区町村固定資産担当窓口で必ず確認して下さい。



最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口に必ず確認して下さい。

- ❑ 中小企業等経営強化法による、法人税減免の減免を受けられる。

令和4年度末まで

⑥

【国税】 中小企業経営強化税制
〔即時償却又は取得価額の税額控除〕

即時償却

又は

税額控除

購入初年度に
取得価額の
100%償却

資本金3,000万円以下

取得価額の**10%**

資本金3,000万円超～1億円以下

取得価額の**7%**

必要とされる書類

- ・工業会の証明書 ※1
- ・「経営力向上計画」の申請書・認定書 ※2

対象となる要件(⑥)

- ・一定期間内に販売されたモデル(中古品は対象外)
- ・前モデル比で生産性平均1%以上向上 ※1
- ・担当省庁より発行される「経営力向上計画」の事前認定 ※2
- ・160万以上(建設機械) 70万円以上(ソフトウェア等) 30万以上(測量機器等)

- ❑ 中小企業投資促進税制では、法人税減免の減免を受けられる。

⑦

【国税】 中小企業投資促進税制
〔特別償却30%又は取得価額の7%税額控除〕

特別償却

又は

税額控除

資本金3,000万円以下

購入初年度に
取得価額の
30%償却

取得価額の**7%**

資本金3,000万円超～1億円以下

特別償却

購入初年度に
取得価額の**30%償却**

対象となる要件(⑦)

- ・160万以上(建設機械)
70万以上(一定のソフトウェア 事業年度内の取得価額の合計70万以上)
120万以上(測量機器等事業年度内の取得価額の合計120万以上)



最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口に必ず確認して下さい。



対象外の業種があります。

IT活用促進資金

8

ICT施工機器の購入・賃借

〔 基準利率、特別利率 〕

環境・エネルギー対策資金

9

各種環境対策型建設機械の購入

〔 基準利率、特別利率 〕

中小企業事業(限度額7億2千万)

基準利率 1.11%

特別利率① 0.71%

特別利率② 0.46%

(5年超6年以内、令和3年8月)

国民生活事業(限度額7千2百万)

基準利率 2.06～2.45%

特別利率A 1.66～2.05%

特別利率B 1.41～1.80%

(担保不用の貸付、令和3年8月)

標準的な利率のため
詳細は最新情報を制
度紹介HPや窓口に
確認して下さい。

貸付対象はMC/MG機器やT S / GNSS、TLS
等のICT機器と取付改造費

・建設機械は含みません。
・賃貸業は対象外。

貸付対象は各種環境対策型建設機械の購入費

- 排出ガス対策型建設機械
- オフロード法基準適合車
- 低炭素型及び燃費基準達成建設機械

	中小企業事業	国民生活事業
4億円まで	基準金利 特別金利①	基準金利 特別金利A
4億円超	基準金利	基準金利

○貸付金額が4億円を超える場合は、基準利率

新車で販売中のICT建機はオフロード法基準適合車です。低炭素型建設機械、燃費基準達成建設機械の認定の有無はメーカー等に確認して下さい。

補助金・税制・融資等支援一覧

区分	制度	対象	実施機関	問い合わせ先 HP
補助金	① ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業	事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援	購入費	https://www.nttdata-strategy.com/r3tousyo-monohojo/ https://www.nttdata-strategy.com/assets/pdf/r3tousyo-monohojo/r3_setsumeikai.pdf
	② ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金)	生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・精算プロセスの改善を行うための設備投資	購入費	https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2019/hosei/pdf/hosei_yosan_pr_0130.pdf https://seisansei.smrj.go.jp/
	③ サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)	ITツールのソフト本体、クラウドサービス、導入教育費用他	購入費	http://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html https://www.it-hojo.jp/applicant/
人材育成	④ 人材開発支援助成金	ICT土工をはじめとする特定訓練の経費や賃金補填	研修費 賃金補填	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000807259.pdf

補助金・税制・融資等支援一覧

区分	制度		対象		実施機関	備考
税制優遇	⑤	中小企業等経営強化法	生産性が年平均3%以上向上する建設機械、情報化施工機器等	固定資産税	市町村	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansai/index.html
	⑥	中小企業経営強化税制	生産性が年平均1%以上向上する建設機械、情報化施工機器等	法人税、所得税、法人住民税、事業税	令和4年度末まで 国(法人税、所得税)、都道府県(法人住民税、事業税)、市町村(法人住民税)	https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf
	⑦	中小企業投資促進税制	建設機械、情報化施工機器等			https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_zeiseikinyu.pdf https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/download/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei_summmary.pdf
低利融資	⑧	IT活用促進基金	情報化施工機器の購入・賃借	購入・賃借	(株)日本政策金融公庫	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m_t.html
	⑨	環境・エネルギー対策資金	建設機械	購入		https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html